

帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人らに対し、自宅敷地内に所在していた氏神様（祠）につき、直接請求で賠償済みの庭木・構築物の価格に含まれないとして、取得価格から経年減価を考慮した金額が財物損害として賠償されるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X 1、同X 2、同X 3、同X 4及び同X 5（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり、和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

1. 申立人ら全員分

- （1）日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の4 指針I）⑧（家族別離）による増額分

期間：平成23年3月11日から平成30年3月31日まで

2, 550, 000円

- （2）生活費増加費用（自家消費野菜及び米）

期間：平成23年3月11日から平成30年3月31日まで

837, 500円

2. 申立人X 1分

- （1）日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の4 指針I）③（介護）による増額分

期間：平成25年4月1日から平成25年11月30日まで

240, 000円

- （2）日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の4 指針I）⑧（家族別離）による増額分

期間：平成25年12月1日から平成29年6月30日まで

430, 000円

- （3）糖尿病の受診が遅れたことによる精神的苦痛に対する慰謝料（一時金）

100, 000円

- （4）財物損害（福島県双葉郡大熊町〇〇所在の氏神様）

300, 000円

- （5）過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1）

期間：平成23年3月11日から平成23年9月10日まで

300,000円

(6) 日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の2）

期間：平成29年6月1日から平成30年3月31日まで

1,000,000円

(7) 自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第3）

期間：平成23年4月23日から平成23年12月31日まで

200,000円

3. 申立人X2分

(1) 過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1）

期間：平成23年3月11日から平成23年9月10日まで

300,000円

(2) 日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の2）

期間：平成29年6月1日から平成30年3月31日まで

1,000,000円

(3) 自主的避難等に係る損害（中間指針第五次追補第3）

期間：平成23年4月23日から平成23年12月31日まで

200,000円

4. 申立人X3分

(1) 過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1）

期間：平成23年3月11日から平成23年9月10日まで

300,000円

(2) 日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の2）

期間：平成29年6月1日から平成30年3月31日まで

1,000,000円

5. 申立人X4分

(1) 日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の4 指針I）②（身体又は精神の障害）による増額分

期間：平成23年3月11日から平成30年3月31日まで

3,940,000円

(2) 日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の4 指針I）⑧（家族別離）による増額分

期間：平成25年12月1日から平成29年6月30日まで

430,000円

(3) 過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1）

期間：平成23年3月11日から平成23年9月10日まで

300,000円

(4) 日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の2）

期間：平成29年6月1日から平成30年3月31日まで

1,000,000円

6. 申立人X5分

(1) 過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1）

期間：平成23年3月11日から平成23年9月10日まで

300,000円

(2) 日常生活阻害慰謝料（中間指針第五次追補第2の2）

期間：平成29年6月1日から平成30年3月31日まで

1,000,000円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として合計金15,727,500円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項所定の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年12月6日

（仲介委員 竹之内 俊）